

I 消費者被害の防止

(1) 消費者の安全の確保

項目名	① 事故の未然防止のための取組 ア 身近な化学製品等に関する理解促進	担当省庁	環境省、関係府省庁等												
施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し正確に分かりやすく提供するとともに、リスクコミュニケーションの知見を有する人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進する。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>平成30-令和元年度、令和2年度のPRTR届出集計結果を基に市民向けのガイドブックを作成し、発行するとともに、化学物質やリスクコミュニケーションの知見を有する人材の派遣を実施した。</p>														
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」の請求部数を掲載したホームページの閲覧数</p> <p>②化学物質アドバイザーの派遣回数</p> <p>(目標)</p> <p>①過去3年の最も多い閲覧数(7381ビュー)と同程度</p> <p>②過去3年で最大の派遣回数(20回)と同水準</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和2年度:223部</p> <p>②3年度:3606ビュー(令和2年度:10回4年1月20日時点)</p> <p>③令和3年度:8回(予定)</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1" data-bbox="443 1523 1356 1998"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度 4年度</td> <td>「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和7年度 以降</td> <td>「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣</td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和3年度 4年度	「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度 以降	「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣
年度	取組内容														
令和3年度 4年度	「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣														
令和4年度															
令和5年度															
令和6年度															
令和7年度 以降	「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣														

項目名	① 事故の未然防止のための取組 イ 家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成支援	担当省庁	厚生労働省
-----	--	------	-------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、必要に応じて、各種製品群につき、製品の安全対策を講ずるために利用する「安全確保マニュアル作成の手引き」の作成及び改訂を事業者が速やかに行うよう支援し、その結果について事業者団体へ周知を行う。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>令和2年度2～3年度においては、各種製品群の手引きについて新たに作成及び改訂を行う製品群はなかった。引き続き、必要に応じて、事業者への支援及び周知を実施していく。</p>
------	---

KPI - 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①手引きを新たに作成及び改訂した家庭用化学製品の製品群数：<u>令和6年度末までに1件</u></p> <p>②家庭用化学製品等を使用した際の危害報告の件数</p> <p>(進捗)</p> <p>①<u>令和2年度：0件</u> (令和元年度：0件 (平成30年度：1件))</p> <p>②<u>令和2年度：206件</u> (令和元年度：222件 (平成30年度：1,978件) (※))</p> <p>※令和元年度以降は誤飲等の主に使用者側の要因による事故情報は収集・集計してしていないため、<u>昨年度まで平成30年度以前と令和元年度以降のモニター報告の年次報告における報告件数とは単純比較ができない。</u></p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td>捕捉した危害報告の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">捕捉した危害報告に加え、新たな形態の家庭用品の登場による市場の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(令和7年度以降)</td> <td>引き続き、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度	捕捉した危害報告の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施	令和4年度	捕捉した危害報告に加え、新たな形態の家庭用品の登場による市場の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施	令和5年度	令和6年度	(令和7年度以降)	引き続き、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施
年度	取組内容										
令和3年度	捕捉した危害報告の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施										
令和4年度	捕捉した危害報告に加え、新たな形態の家庭用品の登場による市場の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施										
令和5年度											
令和6年度											
(令和7年度以降)	引き続き、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施										

項目名	① 事故の未然防止のための取組 ウ 住宅・宅地における事故の防止	担当省庁	国土交通省
-----	-------------------------------------	------	-------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>宅地造成に伴う災害を防ぐため、必要な取組を行う。</p> <p>住宅における不慮の事故を防ぐため、違反对策など建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の適切な運用を行う特定行政庁に対して、助言等の支援を行う。</p> <p>（令和 2 年度 2 ～ 3 年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村地方公共団体の宅地担当者を対象とした説明会を開催した。 ・ 令和 2 年 9 月 8 日付けで『窓やベランダからの子どもの転落事故にご注意ください！—網戸に補助錠を付ける、ベランダに台になる物を置かない等の対策を—』（消費者庁作成）の周知について」を、令和 3 4 年 2 月 16 17 日付けで「建築物防災週間における防災対策の推進について（令和 2 3 年度春季）」を、それぞれ特定行政庁等に対して通知した。<u>（予定）</u>
------	---

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

①宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体職員への説明の実施状況

②地方公共団体の要望に応じた、「建築行政マネジメント計画策定指針」の改訂
(目標)

①毎年、宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体の担当職員に対して説明を実施することを目指す。

②地方公共団体の要望に応じ、「建築行政マネジメント計画策定指針」の改訂を行うことを目指す。

(進捗)

令和3年度は、宅地造成に伴う災害防止のため、市町村地方公共団体の宅地担当者を対象とした説明会を各地方整備局単位等で 14回9回開催。

【今後の取組予定】

○ 国土交通省の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体職員に情報提供を実施 ・住宅における事故の防止のための助言等の支援
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体職員に情報提供を実施 ・住宅における事故の防止のための助言等の支援

項目名	① 事故の未然防止のための取組 エ 子供の不慮の事故を防止するための取組 ※SDGs 関連：関連目標3	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	---	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <p>社会全体で子育てを支えるため、子供の事故の動向の分析を踏まえつつ、関係機関の連携を進めるとともに、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、地方公共団体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>「子どもを事故から守る！Twitter」及び「子ども安全メール from 消費者庁」を原則毎週月3回配信したほか、子供の事故に関する注意喚起を行った。また、「子どもの事故防止週間」を7月2019日～2625日に設定し、関係省庁が連携し集中的な周知啓発に取り組んだ。</p>
------	---

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

- ①子どもを事故から守る！Twitterのフォロワー数
- ②子ども安全メール from 消費者庁の登録者数

(目標)

- ・「子どもの事故防止週間」を設定し、集中的な広報活動を行う。
- ・子どもを事故から守る！Twitterのフォロワー数の増加（対前年比）
- ・子ども安全メール from 消費者庁の登録者数の増加（対前年比）

(進捗) -

①令和3年度12月末時点：約15,000人

(令和2年度末時点：約12,000人)

~~-(令和元年度②令和3年度12月末時点：約924,000人)-~~

② (令和2年度末時点：約24,000人)

~~-(令和元年度末時点：約24,000人)~~

【今後の取組予定】

- 消費者庁、関係府省庁等の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	子供の事故の動向の分析を踏まえた子供の事故防止に関する注意喚起を行うとともに、こども霞が関デーやイベント等を活用した啓発活動を行う。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	子供の事故の動向の分析を踏まえた子供の事故防止に関する注意喚起を行うとともに、こども霞が関デーやイベント等を活用した啓発活動を行う。

項目名	① 事故の未然防止のための取組 オ 臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討	担当省庁	厚生労働省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>経営破綻した臍帯血プライベートバンクから流出した臍帯血を用いて無届の再生医療等が提供された事案を踏まえて、契約者の意に沿わない臍帯血の提供を防ぐとともに、臍帯血を利用した医療が適切に行われるよう、平成29年、臍帯血プライベートバンクに対し、業務内容等の国への届出を求める等の措置を講じたところである。本措置の実効性について、臍帯血の品質管理・安全性に関する情報を提供できるようにすること（トレーサビリティ）が確保されているか、契約者の意に沿わない臍帯血の提供がなされないような仕組みとなっているか、契約者であるお母さんなどへ正確で分かりやすい情報を提供できているかの観点から検証を行い、必要に応じ、更なる対策を行う。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>臍帯血プライベートバンクからの事業実績を厚生労働省ウェブサイト公開。</p>
------	---

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

①臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討

②臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等

(目標)

①臍帯血を用いた医療の提供状況等を勘案し、必要に応じて「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」を開催し、各取組の実効性等について検証・検討を行う。

②臍帯血プライベートバンクからの毎年度の事業実績の報告等を厚生労働省ウェブサイト上に公開するとともに、契約終了後の臍帯血が契約者の意思に基づいて適切に廃棄等がなされているか確認を行う。

③産科医療機関等を通じて、契約者に対し、公的バンクによる臍帯血の提供体制について周知を行う。

(進捗)

平成 29 年に行った臍帯血プライベートバンクに対する業務内容等の国への届出及び事業実績を求める等の措置に関し、臍帯血プライベートバンクからの届出、事業実績を厚生労働省ウェブサイト上に公開し確認を行った。

【今後の取組予定】

○ 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和3年度	臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討、及び臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度以降	臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討、及び臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等

項目名	① 事故の未然防止のための取組 力 薬物乱用防止対策の推進	担当省庁	内閣府、消費者庁、 外務省、財務省、文 部科学省、厚生労働 省、国土交通省、関 係府省庁等
-----	----------------------------------	------	---

施策概要	<p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>薬物乱用の根絶のため、薬物乱用対策推進会議において策定された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成 30 年 8 月 3 日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、関係府省庁等で連携した総合的な取組を推進する。</p> <p>○ 内閣府の取組</p> <p><u>7月に実施している「青少年の非行・被害防止全国強調月間」は、「青少年を非行から守る全国強調月間」として始まった昭和 54 年以来毎年実施して、毎年行われているところ、国民運動である。月間中における重点課題については、青少年を取り巻く犯罪情勢等を考慮しその都度定めているところ、本施策については、重点課題に掲げており、関係省庁、都道府県及び協力・協賛機関・団体に対し、啓発活動等の取組を依頼している。</u></p> <p><u>また、内閣府ホームページ「青少年有害環境対策」の掲示板を利用した啓発を行っており、青少年に対し、薬物依存の正体や薬物乱用の危険性を正しく理解させ、「薬物に手を染めない」気運の醸成を図っていくにおいて、薬物乱用防止に関する各種の情報を掲載している。</u></p> <p><u>（令和2年度2～3年度実績）</u></p> <p><u>7月の前記「青少年の非行・被害防止全国強調月間」における重点課題の一つに「薬物乱用対策の推進」を挙げ、関係省庁、都道府県、協力・協賛団体等に対し、啓発活動等の取組を依頼した。</u></p> <p><u>また、内閣府ホームページ「青少年有害環境対策」の掲示板に、青少年啓発用資料「薬物乱用対策マンガ『たった一度の過ち』」、マンガやイラストを用いた青少年向けのコンテンツ「ストップ！危険ドラッグに手を出すな！」において、薬物相談窓口等のリンクを掲載した。</u></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>関係機関と連携しつつ、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対する情報提供を行う。</p> <p><u>（令和2年度2～3年度実績）</u></p> <p><u>令和2年度2～3年度も、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトの調査を行った。</u></p> <p>○ 外務省の取組</p>
------	--

危険ドラッグを含む合成薬物に関する情報収集、動向分析、報告を内容とする国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の「グローバルSMARTプログラム」への拠出や、各種国際会議等への参加を通じて、海外における危険ドラッグに係る積極的な情報交換を行う。

（令和2年度2～3年度実績）

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の「グローバルSMARTプログラム」に717.5万米ドルを拠出し、UNODCの危険ドラッグを含む合成薬物に関する情報収集・動向分析等の取組に貢献。また、オンラインやハイブリッド形式で開催された国際会議に積極的に参加し、我が国の立場を発信するとともに、各国・国際機関から危険ドラッグ等に係る情報収集を行った。~~さらに、オンラインやハイブリッド形式による国際会議が主流となる中、国連会議に必要な不可欠な通訳に係る費用として薬物関連会合の運営を支援するためUNODCに対し7.5万米ドルを拠出し、コロナ禍においても必要な情報交換を可能にすべく貢献した。~~

○ 財務省の取組

平成27年4月に、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加しており、引き続き、関係機関と連携の上、厳正な水際取締りを実施する。

（令和2年度2～3年度実績）

関係機関と連携を図り厳正な水際対策を実施した。

○ 文部科学省の取組

関係機関と連携を図りつつ、学校関係者等を対象とした研修会等の開催や子供の発達段階に応じた各種啓発資材の作成等を通じて学校における薬物乱用防止教育の充実を図る。

（令和2年度2～3年度実績）

全ての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努めるなど、学校における薬物乱用防止に関する指導の充実が図られるよう教育委員会や教職員等を対象とした研修会等を通じて周知した。

また、薬物乱用をはじめ、多様化・深刻化する子供の健康課題について総合的に解説した、小学生・中学生・高校生向け啓発教材の作成・周知を行った。

さらに、若年層の薬物乱用が問題となっていることから、大学生等を対象とした薬物乱用防止のための啓発資材を作成し、全ての大学、短期大学、専門学校に周知した。

○ 厚生労働省の取組

危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定薬物に指定するとともに、検査命令及び販売停止命令等を活用し、危険ドラッグの販売を抑制する。

財務省（税関）と協力体制を強化（関税法で指定薬物の輸入を禁止）する等、関係省庁と連携を図り水際対策を実施する。

インターネット上で危険ドラッグを通信販売しているサイトに対して、定期的な監

視を実施するとともに、違反を発見した場合には当該サイトのプロバイダ等に対して削除要請を行い、サイト等を閉鎖又は販売停止とするよう協力を求める。

『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」及び「~~麻薬・覚醒剤乱用防止等の各種運動~~」等において啓発資材の配布やキャンペーンの実施等、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進を図る。

~~若年層の薬物乱用が問題となっていることから、薬物乱用防止啓発のための啓発資材を作成し、全ての高校卒業予定者、小学校6年生の児童の保護者及び青少年に配布する。~~

新たな広報啓発の方法として、デジタル世代の若年層等をターゲットにした、インターネット上での行動に応じた広報啓発を実施する。

(令和2年度2～3年度実績)

包括指定を行う等して、危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定薬物に指定するとともに、地方厚生局麻薬取締部において積極的な取締りを行い、危険ドラッグの販売を抑制した。

インターネット上で危険ドラッグを通信販売しているサイトを調査し、違反を発見した場合には~~当該サイトのプロバイダ等に対して~~削除要請を行い、サイト等を閉鎖又は販売停止に追い込んだ。

『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」及び「~~麻薬・覚醒剤乱用防止等の各種運動~~」等において啓発資材の配布やキャンペーンの実施等、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進を図った。

若年層の薬物乱用が問題となっていることから、薬物乱用防止啓発のための啓発資材を作成し、全ての高校卒業予定者、小学校6年生の児童の保護者及び青少年に配布した。デジタル世代の若年層等をターゲットにした、インターネット上での行動に応じた広報啓発を実施した。

○ 海上保安庁の取組

第五次薬物乱用防止五か年戦略等の推進として、関係省庁による会議等を通じ情報交換を促進して連携を強化し取締りを実施する。

海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びかけるほか、海事・漁業関係者に対して、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行う。

(令和2年度2～3年度実績)

~~第五次薬物乱用防止五か年戦略等の推進として、関係省庁による会議等を通じ情報交換を促進して連携を強化し取締りを実施した。~~

~~海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びかけるほか、海事・漁業関係者に対して、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行った。~~

上記取組を実施した。

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

- ①特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトの調査実施数
- ②表示の是正を要請した通信販売サイト数
 - ③~~UNODC (国連薬物・犯罪事務所)~~-(UNODC)が実施するグローバル SMART プログラムへの協力
協力状況
 - ④税関における指定薬物の摘発件数
 - ⑤薬物乱用防止教室の開催率（公立中学校・高等学校・中等教育学校） —
- ⑥非行防止教室開催件数
- ⑦新たに指定した指定薬物
- ⑧地方厚生局麻薬取締部における医薬品医療機器法違反での検挙状況
- ⑨水際の検査命令対応としての指定薬物相当の輸入品の輸入通関の差止め状況
- ⑩削除要請したサイト数及び閉鎖されたサイト数
- ⑪「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の国民的啓発運動に合わせた、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、キャンペーンの実施等、広報啓発活動の実施状況

(目標)

- ① ② 悪質継続的な通信販売サイト調査を実施し、違反の認められる事案に対して厳正適切に対処するしていく。
- ③ 指標を注視しつつ、適切に対処していく。
- ④ ④ 指標を注視しつつ、適切に対処していく。
- ⑤ 薬物乱用防止教室の開催率を令和4年度までに100%とすることを目指す。
- ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ 期間中、新たに乱用が確認された危険ドラッグについて、迅速に指定するとともに、継続的な取締り等の対策を通じて消費者の安全性を確保する。

(進捗)

- ① ~~令和3年3月31日時点：4件 (令和元年度：4件)~~
- ② ~~令和3年4年~~3月31日時点：3件 (令和元年度令和2年度：4件)
- ③ ~~令和元年度：7.5~~②令和4年3月31日時点：2件 (令和2年度：3件)
- ③ 令和3年度：10 万米ドル抛出
- ④ ~~令和3年：302件 (令和2年：293：300件 (、令和元年：165件、平成30年：221件)~~
- ⑤ 平成30年度：95.2%
- ⑥ ~~令和元年2年~~：1,665,536件
- ⑦ ~~令和2年度：17~~3年度：9物質
- ⑧ (令和2年度3年11月末時点)
- ⑧ 令和3年度：6月集計予定
- ⑨ ~~令和2年度3年度~~：6月集計予定
- ⑩ ~~平成26年12月～令和2年12月末~~3年度：6月集計予定

(定義)

- ① ② 委託事業で実施しているランダム調査を行っておりの結果、報告された危

危険ドラッグの疑いドラッグのある通信販

売通信販売業者が報告されるため、そのの件数及び発出した是正要請件数を集計。

- ⑤ 薬物乱用防止教室を開催した学校数を全国の学校数で除したもの。薬物乱用防止教室を開催した学校数は、文部科学省調査で集計されている。
- ⑧ 検挙者数は、警察等関係取締機関との合同捜査による検挙件数・人員を含む。

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供（不定期）。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供（不定期）。

○ 内閣府の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の推進 ※重点課題については毎年検討の上決定 ・内閣府ホームページ「青少年有害環境対策」掲示板への掲載
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の推進 ※重点課題については毎年検討の上決定 ・内閣府ホームページ「青少年有害環境対策」掲示板への掲載

○ 外務省の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	危険ドラッグ問題に対処すべく、令和2年度3年度に引き続きグローバルSMARTプログラムへの拠出等を通し、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）と協力・連携していく。また、国連麻薬委員会（CND）等の国際会議において、危険ドラッグの危険性を国際社会に呼び掛けていくとともに、危険ドラッグ問題への我が国の取組を積極的に発信していく。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	国際社会における危険ドラッグ問題を踏まえつつ、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）とのあり得べき連携を追求する。

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	教育委員会や学校関係者を対象とした研修会や全国大会等を通じて指導や研究協議を行うとともに、小学校から大学までの各学校段階に応じた啓発資材の作成等を行う。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	教育委員会や学校関係者を対象とした研修会や全国大会等を通じて指導や研究協議を行うとともに、小学校から大学までの各学校段階に応じた啓発資材の作成等を行う。

○ 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	第五次薬物乱用防止五か年戦略等の推進、危険ドラッグに含まれる物質の指定薬物への指定、医薬品医療機器等法を踏まえた指導取締の徹底、危険ドラッグの監視指導等の強化、危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供（不定期）、危険ドラッグの正しい知識の普及啓発、学校における薬物乱用防止教育の充実
令和4年度	
令和5年度	新戦略（未定）に基づく危険ドラッグ対策の実施
令和6年度	
令和7年度 以降	

○ 海上保安庁の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	第五次薬物乱用防止五か年戦略等 を推進に基づき、関係省庁と連携し、取締りを実施 するとともに、海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼び掛ける。
令和4年度	
令和5年度	新戦略（未定）に基づき、上記取組を継続して実施する。
令和6年度	
令和7年度 以降	新戦略（未定）を推進するとともに、海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼び掛ける。